

議案第 8 1 号

三田市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

三田市手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和 3 年 1 1 月 2 6 日提出

三田市長 森 哲 男

三田市条例第 号

三田市手数料条例の一部を改正する条例

三田市手数料条例（昭和51年三田市条例第11号）の一部を次のように改正する。

別表第30号の2の表以外の部分中「第30号の10まで」を「第30号の8まで」に、「第3項」を「第5項」に、「第30号の7まで、第30号の9及び第30号の10」を「第30号の5まで、第30号の7及び第30号の8」に、「第30号の5」を「第30号の3」に改め、同号の表を次のように改める。

区分	手数料の額	
住宅が存する建築物（以下この号から第30号の4まで、第30号の7及び第30号の8において「対象建築物」という。）の床面積の合計が200平方メートル以内のもの	認定の申請が新築をしようとするものである場合（以下この号から第30号の4まで、第30号の7及び第30号の8において「新築」という。）	55,000円
	認定の申請が増築をし、又は改築をしようとするものである場合（以下この号から第30号の4まで、第30号の7及び第30号の8において「増改築」という。）	72,000円

対象建築物の床面積の合計が 200 平方メートルを超え 500 平方メートル以内のもの	新築	126,000 円
	増改築	168,000 円
対象建築物の床面積の合計が 500 平方メートルを超え 1,000 平方メートル以内のもの	新築	203,000 円
	増改築	269,000 円
対象建築物の床面積の合計が 1,000 平方メートルを超え 3,000 平方メートル以内のもの	新築	411,000 円
	増改築	542,000 円
対象建築物の床面積の合計が 3,000 平方メートルを超え 5,000 平方メートル以内のもの	新築	720,000 円
	増改築	955,000 円
対象建築物の床面積の合計が 5,000 平方メートルを超え 10,000 平方メートル以内のもの	新築	1,224,000 円
	増改築	1,628,000 円
対象建築物の床面積の合計が 10,000 平方メートルを超え 20,000 平方メートル以内のもの	新築	2,260,000 円
	増改築	3,008,000 円
対象建築物の床面積の合計が 20,000 平方メートルを超え 30,000 平方メートル以内のもの	新築	3,216,000 円
	増改築	4,284,000 円
対象建築物の床面積の合計が 30,000 平方メートルを超えるもの	新築	3,961,000 円
	増改築	5,270,000 円

別表第 30 号の 2 の表備考アを削り、同表備考イ中「第 30 号の 6 まで、第 30 号の 9 及び第 30 号の 10」を「第 30 号の 4 まで、第 30 号の 7 及び第 30 号の 8」に改め、同表備考イを同表備考アとし、同表備考ウ中「を当該計画に係る住宅の数で除して得た額」を削り、同表備考ウを同表備考イとする。

別表第 30 号の 3 の表以外の部分中「。以下第 30 号の 5 及び第 30 号の 9 において「品確法」という」を削り、「この号から第 30 号の 5 まで及び第 30 号の 8 から第 30 号の 10 まで」を「この号及び第 30 号の 7」に改め、同号の表を次のように改める。

区分	手数料の額	
対象建築物の床面積の合計が 200 平方メートル以内のもの	新築	16,000 円
	増改築	21,000 円
対象建築物の床面積の合計が 200 平方メートルを超え 500 平方メートル以内のもの	新築	28,000 円
	増改築	37,000 円
対象建築物の床面積の合計が 500 平方メートル	新築	47,000 円

ルを超え 1,000 平方メートル以内のもの	増改築	61,000 円
対象建築物の床面積の合計が 1,000 平方メートルを超え 3,000 平方メートル以内のもの	新築	90,000 円
	増改築	114,000 円
対象建築物の床面積の合計が 3,000 平方メートルを超え 5,000 平方メートル以内のもの	新築	133,000 円
	増改築	171,000 円
対象建築物の床面積の合計が 5,000 平方メートルを超え 10,000 平方メートル以内のもの	新築	193,000 円
	増改築	251,000 円
対象建築物の床面積の合計が 10,000 平方メートルを超え 20,000 平方メートル以内のもの	新築	326,000 円
	増改築	425,000 円
対象建築物の床面積の合計が 20,000 平方メートルを超え 30,000 平方メートル以内のもの	新築	405,000 円
	増改築	530,000 円
対象建築物の床面積の合計が 30,000 平方メートルを超えるもの	新築	485,000 円
	増改築	627,000 円

別表第 30 号の 3 の表備考アを削り、同表備考イを同表備考アとし、同表備考ウ中「を当該計画に係る住宅の数で除して得た額」を削り、同表備考ウを同表備考イとする。

別表第 30 号の 4 及び同表第 30 号の 5 を削り、同表第 30 号の 6 の表以外の部分中「第 30 号の 9 及び第 30 号の 10」を「第 30 号の 7 及び第 30 号の 8」に改め、「又は法第 9 条第 1 項」の次に「若しくは第 3 項」を加え、「譲受けに係る部分」とする。以下第 30 号の 9 及び第 30 号の 10」を「譲受けに係る部分」とし、法第 9 条第 3 項の規定に基づくものにあつては、次の表中「変更に係る部分」とするのは、「管理者等の選任に係る部分」とする。以下第 30 号の 7 及び第 30 号の 8」に改め、同号の表を次のように改める。

区分	手数料の額	
対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が 200 平方メートル以内のもの	新築	9,100 円
	増改築	11,000 円
対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が 200 平方メートルを超え 500 平方メートル以内のもの	新築	17,000 円
	増改築	21,000 円
対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計	新築	30,000 円

が 500 平方メートルを超え 1,000 平方メートル以内のもの	増改築	38,000 円
対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が 1,000 平方メートルを超え 3,000 平方メートル以内のもの	新築	55,000 円
	増改築	67,000 円
対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が 3,000 平方メートルを超え 5,000 平方メートル以内のもの	新築	86,000 円
	増改築	109,000 円
対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が 5,000 平方メートルを超え 10,000 平方メートル以内のもの	新築	135,000 円
	増改築	173,000 円
対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が 10,000 平方メートルを超え 20,000 平方メートル以内のもの	新築	221,000 円
	増改築	285,000 円
対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が 20,000 平方メートルを超え 30,000 平方メートル以内のもの	新築	265,000 円
	増改築	343,000 円
対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が 30,000 平方メートルを超えるもの	新築	310,000 円
	増改築	393,000 円

別表第 30 号の 6 の表備考アを削り、同表備考イ中「を当該計画の変更に係る住宅の数で除して得た額」を削り、同表備考イを同表備考アとし、同号を同表第 30 号の 4 とし、同表第 30 号の 7 中「(以下次号において「地位承継承認申請手数料」という。)」を削り、同号を同表第 30 号の 5 とし、同号の次に次の 1 号を加える。

(30)の 6 法第 18 条第 1 項の規定に基づく認定長期優良住宅建築等計画に基づく建築に係る住宅の容積率の特例許可申請手数料 160,000 円

別表第 30 号の 8 を削り、同表第 30 号の 9 の表以外の部分中「又は法第 9 条第 1 項」を削り、「第 30 号の 6」を「第 30 号の 4」に改め、同号の表を次のように改める。

区分	手数料の額	
対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計	新築	38,000 円

が 200 平方メートル以内のもの	増改築	51,000 円
対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計 が 200 平方メートルを超え 500 平方メートル 以内のもの	新築	98,000 円
	増改築	131,000 円
対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計 が 500 平方メートルを超え 1,000 平方メートル 以内のもの	新築	156,000 円
	増改築	208,000 円
対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計 が 1,000 平方メートルを超え 3,000 平方メートル 以内のもの	新築	320,000 円
	増改築	428,000 円
対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計 が 3,000 平方メートルを超え 5,000 平方メートル 以内のもの	新築	587,000 円
	増改築	784,000 円
対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計 が 5,000 平方メートルを超え 10,000 平方メートル 以内のもの	新築	1,031,000 円
	増改築	1,377,000 円
対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計 が 10,000 平方メートルを超え 20,000 平方メートル 以内のもの	新築	1,934,000 円
	増改築	2,583,000 円
対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計 が 20,000 平方メートルを超え 30,000 平方メートル 以内のもの	新築	2,811,000 円
	増改築	3,754,000 円
対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計 が 30,000 平方メートルを超えるもの	新築	3,477,000 円
	増改築	4,644,000 円

別表第 30 号の 9 の表備考を削り、同号を同表第 30 号の 7 とし、同表第 30 号の 10 の表以外の部分中「法第 6 条第 1 項第 2 号、第 4 号又は第 5 号」を「法第 6 条第 1 項第 2 号、第 5 号又は第 6 号」に改め、「法第 9 条第 1 項」の次に「若しくは第 3 項」を加え、「(当該基準に評価機関が適合すると認めた場合を除く。)」を削り、「第 30 号の 6」を「第 30 号の 4」に改め、同号の表を次のように改める。

区分	手数料の額
----	-------

対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が 200 平方メートル以内のもの	新築	7,000 円
	増改築	9,300 円
対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が 200 平方メートルを超え 500 平方メートル以内のもの	新築	12,000 円
	増改築	16,000 円
対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が 500 平方メートルを超え 1,000 平方メートル以内のもの	新築	17,000 円
	増改築	23,000 円
対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が 1,000 平方メートルを超え 3,000 平方メートル以内のもの	新築	35,000 円
	増改築	47,000 円
対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が 3,000 平方メートルを超え 5,000 平方メートル以内のもの	新築	47,000 円
	増改築	62,000 円
対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が 5,000 平方メートルを超え 10,000 平方メートル以内のもの	新築	58,000 円
	増改築	78,000 円
対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が 10,000 平方メートルを超え 20,000 平方メートル以内のもの	新築	105,000 円
	増改築	140,000 円
対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が 20,000 平方メートルを超え 30,000 平方メートル以内のもの	新築	140,000 円
	増改築	187,000 円
対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が 30,000 平方メートルを超えるもの	新築	175,000 円
	増改築	234,000 円

別表第 30 号の 10 の表備考中「第 30 号の 6」を「第 30 号の 4」に改め、同号を同表第 30 号の 8 とし、同表第 30 号の 11 を同表第 30 号の 9 とし、同表第 30 号の 12 を同表第 30 号の 10 とする。

付 則

(施行期日)

1 この条例は令和4年2月20日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の三田市手数料条例別表の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る手数料について適用し、同日前の申請に係る手数料及び同日前に長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下「法」という。）第5条第1項から第3項までの規定による認定を受けた建築物に係る法第8条第1項、法第9条第1項又は法第10条の規定による申請に係る手数料については、住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和3年法律第48号）附則第2条第3項の適用を受ける場合を除き、なお従前の例による。